

成年後見支援センターインタビュー 税理士は、成年後見制度の 担い手にピッタリ

佐藤部長と高澤センター長に聞く

高齢者人口の増加が進み、介護や成年後見等社会全体での高齢者への保護が要請されている、東北税理士会では、4月2日に、成年後見支援センター（以下支援センター）を開設しました。

支援センターでは、今後、税理士が自己の業務を進めていくうえで、成年後見制度の知識を持つことは不可欠である、との観点から、すべての税理士の積極的なかわり、センターの利用を勧めています。

そこで、佐藤光生公益活動対策部長と高澤圭一成年後見支援センター長を訪問し、支援センターの活動内容や利用方法などについていろいろ質問してきました。その内容を、10、11月号にわたり報告します。



—支援センターの設立目的はなんですか。

部長 近年、急速な高齢化により、認知症などによる支援が必要な方の激増が予想されているなか、判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を通じて、誰もが安心して生活していけるよう、保護し支援するのが成年後見制度なのです。

支援センターは、税理士の社会貢献活動の一環として、この制度に取り組み税理士会員の養成と支援を目的に開設

されました。

—支援センターでは、具体的にはどんなことをするんですか。

部長 事業内容としては、

- ① 制度の利用をお考えの方を対象とした無料相談を行います。
- ② 制度に関する業務に携わる税理士会会員の養成および支援を行います。
- ③ 制度に関する行政・司法機関および関係団体等との連絡調整を行います。
- ④ 制度の普及・定着に関する施策を行います。



佐藤公益活動対策部長

—今話された無料相談について教えてください。

高澤 この無料相談は、成年後見制度の利用を考えている税理士をはじめ、一般市民から



高澤成年後見支援センター長

も広く受け付けています。相談内容は、制度の仕組みや利用方法、関係する税務などになります。

—今までの相談状況、内容はどういったものでしたか。

高澤 仙台をはじめ、福島、岩手からや、税理士からの問い合わせも増えてきています。市民からは、認知症の家族が

いる場合の法定後見などの利用方法や、福祉関係者からの税務に関する問い合わせもありますね。税理士からは、顧

問先の任意後見の相談など、実務的な質問も来ています。

—具体的な相談方法について教えてください。

高澤 まず、電話、または本会ホームページの専用フォームから、支援センター事務局に連絡してください。

今回、同封したチラシの裏面が相談内容のシートになっていますので、必要事項を記載して、FAXしても結構です。

—無料相談の開設日と時間はいつですか。

高澤 電話での相談は、毎週月曜日の10時から午後4時（受付は午後3時30分まで）に、担当の相談員が対応します。

必要に応じ、本会会館と各県税理士会館において、面接相談も行います。相談時間は、原則として30分以内です。

詳しいことは、本会ホームページ（東北税理士会 成年後見で検索）をご覧ください。

—成年後見人に従事しようと考

えている会員に、どんな研修があるんですか。

部長 まず、本会が行う研修に

参加し、制度を理解することから始めていただきますが、平成24年11月の「特別研修会」(研修時間1時間)で実施される「成年後見制度普及研修」の受講をお勧めします。

―「成年後見人等養成研修」があるようですが、どんな研修なのですか。

部長 この研修は、成年後見事務を支援なくできる税理士を養成するため、18時間のカリキュラムで行われ、一定の基準に合格した研修終了者のうち、成年後見人候補者として、「東北税理士会成年後見人等推薦者名簿」に搭載し、家庭裁判所に提出されます。

―すでに、成年後見人等として活動中の税理士にも研修があるのですか。

部長 日税連の「成年後見制度指導者研修」があります。

この研修は、成年後見人等養成研修の履修者等を対象者として行います。履修者は支援センターにおいて相談等に従事していただきます。また、本会では事例研究などをテーマとした「成年後見フォローアップ研修」も毎年実施しています。

―家庭裁判所に、推薦者名簿を提出することですか。

高澤 この名簿は、後見人等に就任可能な税理士を登録し、家庭裁判所からの成年後見人候補者推薦依頼に速やかに対応するためです。名簿登録者には、「成年後見賠償責任保険」に加入して頂きます。



―推薦者名簿には、更新制度があるとのことですが、。

高澤 成年後見人等に従事するということは、高度な知識と倫理観を持ち合わせなければ、被後見人等の財産を保護することは不可能です。

このことから、更新制度が

設けられました。

名簿の登録期間は、登録後2年を経過して最初の3月31日まで、更新後の登録期間は、2年間になります。更新を希望する者は、倫理研修など10単位を取得していただきます。

―家庭裁判所の反応はいかがですか。

部長 東北各県の家庭裁判所には、支援センター開設のあいさつと、推薦依頼を目的に訪問してきましたが、各家裁の担当者からは、税と財産管理の専門家である税理士会が支援センターを開設したことを喜び、これから多くの税理士が成年後見監督人等へ就任することを期待していました。

―支援センターの開設後、家裁からは、後見人等の推薦依頼はありましたか。

部長 福島県で成年後見監督人、青森県で未成年後見人の推薦依頼があり、名簿登録者から各家裁に候補者を推薦しました。

支援センターでは、後見人等に従事する税理士が増加するよう、家裁や地域包括支援センターなど福祉関係機関にも、積極的に働きかけていき

ます。

―支援センターの今後の展望を聞かせてください。

高澤 税理士に期待されていることは、財産管理の能力はもとより、その高い倫理観にあります。支援センターでは、後見人等に従事する税理士の管理と、倫理研修等を通して安心して活躍いただけるよう支援していきたいと考えています。



高澤 老人福祉法の改正で、「市民後見人」の養成が規定され、今後、市民後見人が注目されてきます。その市民後見人には、適正な後見事務を担保する必要から、専門職による後見監督人の就任要請の増加が見込まれます。

税理士には、財産管理の専門家として、その職能を十分に活かし後見監督人としての活躍が求められています。支援センターでは、後見監督人等の養成、支援も視野に

入れて活動していきたいと考えています。

―成年後見制度を利用する人の増加に伴い、財産の着服や虐待等の事故が多数報告されていると聞きましたが、。

高澤 税理士に期待されていることは、財産管理の能力はもとより、その高い倫理観にあります。支援センターでは、後見人等に従事する税理士の管理と、倫理研修等を通して安心して活躍いただけるよう支援していきたいと考えています。

―最後に一言お願いします。

部長 11月に行います「成年後見制度普及研修」を受講し、後見制度の趣旨、重要性を理解していただき、一人でも多く、成年後見人、成年後見監督人に従事していただくようお願いいたします。

次号は、税理士が後見人に就任して活動している事例等を具体的にインタビューしていきます。

支援センターでは、後見人等に従事する税理士が増加するよう、家裁や地域包括支援センターなど福祉関係機関にも、積極的に働きかけていき